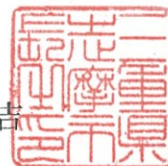


志摩市告示第 130 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項並びに志摩市会計規則（平成 16 年志摩市規則第 62 号）第 28 条第 1 項の規定により、次のとおり志摩磯部駅前広場西側駐車場使用料金の回収・収納に係る事務を指定公金事務取扱者に委託したので、志摩市会計規則（平成 16 年 10 月 1 日規則第 62 号）第 29 条の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 30 日

志摩市長 橋爪 政吉



1 指定公金事務取扱者

神奈川県横浜市港北区菊名 7 丁目 3 番 22 号
アマノマネジメントサービス 株式会社
代表取締役 中丸 幸夫

2 履行期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日